

身近にこんなトラブルが! かながわ消費生活 **注意・警戒情報**

パソコン操作中、突然の警告音! 警告音や警告表示にも慌てず対処を!

インターネットの動画サイトを見ていたら、突然、警告音が鳴り、「ウイルスに感染」との表示が出た。パニックになり、慌てて連絡先に電話したところ、遠隔操作で何かをインストールさせられた。

アドバイス

◆突然の警告音や警告表示にも慌てずに!

- ・パソコンやスマートフォン等でウェブサイトを開覧中、突然、警告音が鳴り、「ウイルスに感染した」等の警告表示が現れたとの相談が消費生活センターに多く寄せられています。
- ・警告音が鳴ると驚いてしまいますが、単にBGM音楽の再生と同じ仕組みで、**ウェブサイトを閉じれば、警告画面とともに消えることが多い**ようです。それでも消えない場合、独立行政法人情報処理推進機構の「情報セキュリティ安心相談窓口」で対処法を確認することができます。 [https:// www.ipa.go.jp/security/anshin/](https://www.ipa.go.jp/security/anshin/)



◆画面上に表示された連絡先に電話をしない!

- ・警告音や警告表示は、不安をあおり、ウイルス削除などと称して、ウイルス対策ソフト等のインストールや年間サポートサービスを契約させ、料金を請求することが目的です。

画面上に表示された連絡先に電話をしてはいけません。

◆普段から信頼できるセキュリティソフトをインストールするなど予防対策を!

- ・普段から信頼できるセキュリティソフトをインストールし、ソフトを最新の状態に保つことなどに心がけ、予防対策を講じましょう。

◆心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし

イヤヤ!

188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

ノロウイルスによる食中毒に注意！

毎年冬の時期に多くの患者が発生しています！

ノロウイルスは主に経口で感染し、おう吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ノロウイルスによる食中毒を予防し、感染を拡大させないため、以下の点に注意してください。

★ 手洗いの徹底

調理を行う前、食事の前、トイレに行った後、患者の汚物処理をした後には、必ず石けんでよく洗い、流水で十分流しましょう。

★ 調理器具等の殺菌

まな板、包丁、食器、ふきんなどは使用后すぐに洗きましょう。
熱湯（85℃以上）で1分以上の加熱消毒が有効です。

★ 加熱

加熱して食べる食材は、中心部までしっかり火を通しましょう。



借金の返済、金融詐欺にお困りの方は迷わず相談を！（関東財務局からのお知らせ）

「借金の返済に悩んでいませんか？」

《借金の整理方法》 任意整理：債権者と任意に話し合い、返済計画を立てる。
特定調停：簡易裁判所で調停により、返済計画を立てる。
個人再生：地方裁判所で再生計画の認可を受ける。
自己破産：地方裁判所で破産・免責の決定を受ける。



「金融詐欺にご注意！！」

◆未公開株やファンドなど詐欺的な投資の勧誘（投資勧誘）

【対処法】◎電話勧誘などにすぐに応じない ◎儲け話を安易に信じない ◎よく分からない商品には手を出さない

◆「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺！

【対処法】◎身に覚えのない請求は無視する ◎プリペイドカード番号は他人に教えない ◎トラブルが起きたら、カード発行会社にすぐ連絡

困ったときは相談窓口へ 関東財務局横浜財務事務所（多重債務相談） 045-633-2335
（金融詐欺相談） 045-285-0981

お住まいの地域の消費生活相談窓口 消費者ホットライン「^{イヤ}188」

※多重債務の相談窓口はこちらもご確認ください → <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370210/>

「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

県では、平成28年7月26日に「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件が二度と繰り返されることのないよう、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現に向けて、県民の皆さんとともに取り組んでいくため、県議会の同意をいただき、平成28年10月14日に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の普及に努めています。

詳細は県のホームページをご確認ください → <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535096/>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しよう

県民局くらし県民部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ

《かながわの消費生活のページ》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835

電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506